

せとうちみなとマルシェ実行委員会WEB広告掲載契約書

- 1 広告掲載期間 年月日から 年月日まで
- 2 広告掲載料金 ¥ — (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額¥ —)
- 3 契約保証金 免除

上記バナー広告掲載について、せとうちみなとマルシェ実行委員会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項によって契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、せとうちみなとマルシェ実行委員会ホームページ（以下「実行委員会ホームページ」という。）にWEB広告を掲載し、それから乙の希望するホームページ等にリンクできるようにし、乙は、そのサービスの対価として広告掲載料を支払うものとする。

(仕様)

第2条 WEB広告の仕様及びWEB広告の掲載については、「せとうちみなとマルシェ実行委員会広告事業実施要綱」「せとうちみなとマルシェ実行委員会広告掲載基準」「せとうちみなとマルシェ実行委員会WEB広告掲載要領」「せとうちみなとマルシェ実行委員会WEB広告の表現」についてその他募集の際に示した要件（以下「要綱等」という。）に定めるところによる。

- 2 甲は、必要があるときは、要綱等に定めるWEB広告の仕様を変更することができる。
- 3 前項の場合において、甲は広告掲載料を変更することができる。
- 4 前2項の場合において、乙に損害が生じたときは、甲は必要な費用を負担しなければならない。

(契約の期間)

第3条 この契約は、令和6年4月1日から令和7年3月31日とする。ただし、契約期間の満了2ヶ月前までに、甲乙双方に異議がないときは、同一条件で1年間ずつ契約を更新するものとする。

(広告掲載料の納付)

第4条 乙は、広告掲載料を2024年3月31日までに甲が発行する納入通知書により、支払わなければならない。ただし、会長の承認を得たときは、この限りではない。

(延滞金)

第5条 乙が指定の期日までに広告掲載料を支払わないときは、乙は、甲に支払い期限の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ年6%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。この場合において、潤年についても年365日で計算するものとする。

- 2 前項の規定により計算した額が100円未満であるときは、乙は延滞金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(変更の指示)

第6条 甲は、掲載中のWEB広告のリンク先のホームページ等の内容が要綱等に違反し適当でないとき、乙に対しその変更を求めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(広告等の変更)

第7条 乙は、WEB広告の画像若しくはリンク先を変更し、又はリンク先のホームページ等の内容を大幅に変更するときは、事前に変更内容を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 甲は、前項の内容が要綱等に照らして適当でないと認めたときは、乙に変更を求めるものとし、乙は、これに従わなければならない。

(広告取扱事業者の責任)

第8条 乙は、広告の内容等を含め掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを甲に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙はその責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前の催告を経ることなく広告掲載を一時停止し、又は契約を解除することができる。

(1) 乙が指定する期日までに掲載するバナー広告の提出がないとき。

(2) 乙が第5条及び第6条の甲の指示に従わないとき。

(3) 乙が指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき。

(4) 乙がせとうちみなどマルシェ実行委員会の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(5) 乙が社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。

(6) 乙の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

(7) 甲の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

2 乙は、60日前までに書面によって甲に申し出ることによりこの契約を解除することができる。

(広告掲載料の返還)

第10条 甲は、契約を解除したときは、解除日の属する月の翌月以降の月分に相当する広告掲載料を返還する。ただし、返還すべき広告掲載料の2月分(契約の残期間が2月未満の場合は、残期間)に相当する部分の返還は行わない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第7号を理由として甲が契約を解除したときは、解除日の翌日以降の広告掲載料相当額を返還する。

3 甲は、前条第2項の規定により契約を解除されたときは、解除日の属する月の翌月以降の月分に相当する広告掲載料を返還する。

4 甲は、実行委員会ホームページの運営を一時停止したときは、当該日数分に相当する広告掲載料を乙に返還する。ただし、停止日数が3日未満の場合又は天災、事変その他の非常事態が発生したことによる停止の場合は、返還しない。

5 第2項又は前項の場合において、日割りによって返還する金額は、当該月の日数による日割り計算とし、円未満の端数は切り捨てる。

6 返還する広告掲載料には、利息は付さない。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならな

い。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この契約上知りえた相手方の秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後においても、同様とする。

(費用負担)

第13条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に係る訴訟の提起については、松山地方裁判所今治支部をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議してこれを定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和6年 月 日

甲 今治市片原町一丁目100番地3
せとうちみなとマルシェ実行委員会 会長 越智 逸宏 印

乙

印

せとうちみなとマルシェ実行委員会
WEB広告掲載納入通知書（請求書）

年 月 日

住 所
氏 名

請 求 者
住 所 愛媛県今治市片原町一丁目 100 番地 3
団 体 名 せとうちみなとマルシェ実行委員会
代 表 者 会 長 越 智 逸 宏 印
登 録 番 号 T 2 7 0 0 1 5 0 1 2 2 1 2 5

請求金額	¥	- (税込)
------	---	--------

但し せとうちみなとマルシェ WEB 広告料として

上記金額正に請求いたします。

10%対象 ¥ - (税込) 内 消費税額 ¥ -
品 目 以下、(内訳)における広告料等として
8%対象 内 消費税額
品 目

<WEB 広告掲載内訳>

1 ディスプレイ広告（画像）の内容

画像参照

2 リンク先のホームページの URL と内容の要約

ホームページ内容

リンク先 https://

3 広告の希望枠数

大 (縦 600 ピクセル×横 800 ピクセル) 枠

小 (縦 250 ピクセル×横 500 ピクセル) 枠

4 広告掲載希望期間

年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

上記金額を請求いたします。

金融機関	伊予銀行
支店名	今治市役所出張所
預金種別	普通
口座番号	1133674
フリガナ	セトウチミナトマルシェジッコウイインカイ カイチョウ オチ イツヒロ
口座名義人	せとうちみなとマルシェ実行委員会 会長 越智 逸宏

※誠に恐縮ですが振込手数料はご負担くださいますようお願い申し上げます。

問合先 せとうちみなとマルシェ実行委員会
☎794-0013 愛媛県今治市片原町一丁目 100 番地 3
TEL (0898) 22-0909 FAX (0898) 22-0929